

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 判例・通達徹底攻略2023年版」正誤表・補遺について

2023 年度社会保険労務士試験は、2023 年 4 月 14 日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、2022 年 12 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、2023 年 4 月 14 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2023 年 5 月 19 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
P41	下から 13 行目	注。上記のただし書の規定は、当分の間、一定の中小事業主には、適用されない。	削除	5/19
P132	問題【問 5】	60 日間の期間を定めて雇用される者が、その期間中に負傷し休業のまま引き続き 60 日を超えて使用関係が存続し、負傷の治療後に労務に服することが見込まれるときは、61 日目から被保険者資格を取得する。	60 日間の期間を定めて雇用される者(契約を更新しないことについて労使双方が合意)が、その期間中に負傷し休業のまま引き続き 60 日を超えて使用関係が存続し、上記の合意を撤回し負傷の治療後に労務に服することが見込まれるときは、61 日目から被保険者資格を取得する。	5/19
P132	問題【問 6】	・・・総数が常時 500 人を超える・・・	・・・総数が常時 100 人を超える・・・	5/19
P133	解答【問 5】	○ 健保法 3 条 1 項 2 号、昭和 5 年保規 344 号（平成 22 年度問 5—A） 設問のとおり、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その日から・・・	× 健保法 3 条 1 項 2 号、令和 4 年保保発 0909 第 1 号・年管管発 0909 第 4 号（平成 22 年度問 5—A 改） 設問の場合、当初の契約を更新しないことについての合意を撤回し、最初の契約の更新が見込まれるに至った日から・・・	5/19
P133	解答【問 6】	・・・なお、常時 500 人を超えるものとは、・・・6 か月以上 500 人を超える・・・	・・・なお、常時 100 人を超えるものとは、・・・6 か月以上 100 人を超	5/19

			<u>える・・・</u>	
P148	下から 6 行目、5-4 行目、2-1 行目	<u>40</u> 万 8,000 円 <u>40</u> 万 8,000 円 <u>40</u> 万 8,000 円	<u>48</u> 万 8,000 円 <u>48</u> 万 8,000 円 <u>48</u> 万 8,000 円	<b>5/19</b>
P153	8 行目	<u>40</u> 万 8,000 円	<u>48</u> 万 8,000 円	<b>5/19</b>